

上天草「釣×食×泊」プロモーション支援委託業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

別紙上天草「釣×食×泊」プロモーション支援委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定める目的のとおり。

2 業務の概要

(1) 業務名

上天草「釣×食×泊」プロモーション支援委託業務

(2) 業務内容

本業務の仕様書は別紙のとおり。

(3) 見積り限度額

金1,991,000円。ただし、この金額は契約額を示すものでなく、予算額の上限である。なお、後述する見積額の金額はこれを超えないこと。

(4) 委託期間

契約締結の日の翌日から令和7年2月28日（金）まで

3 実施形式

本プロポーザルは公募型で実施する。

4 参加資格

当該プロポーザル方式における参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 上天草市工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領（平成16年上天草市告示第94号）又は上天草市物品購入等契約及び業務委託契約に係る指名停止の措置要綱（平成27年上天草市告示第71号）の規定に基づき、入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。
- (5) 上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (6) 国税、都道府県民税及び市区町村税に未納がないこと。
- (7) 国内に本店を有する者であること。

5 プロポーザルに係る実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和6年5月21日（火）から令和6年6月4日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 配布場所

上天草市ホームページから直接資料のダウンロードを行うこと。ただし、これにより難しい場合は、次の場所にて資料を配布する。

熊本県上天草市大矢野町上1514番地

上天草市役所大矢野庁舎企画政策部企画政策課（以下「主管課」という。）

(3) 配布資料

ア 上天草「釣×食×泊」プロモーション支援委託業務公募型プロポーザル実施要領

イ 上天草「釣×食×泊」プロモーション支援委託業務仕様書

ウ 質問書（様式第1号）

エ 参加表明書（様式第2号）

オ 会社概要（様式第3号）

カ 企画提案書（様式第4号）

キ 類似業務実績書（様式第5号）

6 質問の受付及び回答

質問は、次により行うこととする。

(1) 提出書類

質問書（様式第1号）

(2) 提出期限

令和6年5月27日（月）午後5時（必着）

(3) 提出先

主管課

(4) 提出方法

質問書は、電子メールで提出することとし、主管課が当該電子メールを受領後、送信元アドレスに受領確認の電子メールを送信するものとする。

なお、電話、来庁等による口頭での質問は、受け付けない。

※ 件名は、「上天草「釣×食×泊」プロモーション支援委託業務質問書（事業者名）」とすること。

(5) 質問内容

質問は原則として、当該業務委託に係る条件又は応募手続に係る事項に限るものとし、事業内容に関する質問には回答しないものとする。

(6) 回答方法

質問に対する回答は、質問者名を伏せたうえで、令和6年5月28日（火）までに上天草市ホームページに掲載するものとする。

7 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明書を期限までに提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式第2号）

(2) 添付書類

ア 会社概要（様式第3号）

イ 登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可。）

ウ 国税、都道府県民税及び市区町村税に未納がない証明（3か月以内に発行されたもの。写し可。）

※ イ及びウの書類は、上天草市工事入札参加者資格審査格付要綱又は上天草市物品の購入契約等及び業務委託契約等に係る指名競争入札（見積）参加者の資格審査要綱の規定に基づき、入札参加資格の審査を受けている者については、提出の必要はない。

(3) 提出期限

令和6年6月4日（火）午後5時

(4) 提出先

主管課

(6) 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は、土・日・祝日を除く日の午前9時から午後5時まで受け付ける。郵送の場合は、送付用の封筒の表面に「上天草「釣×食×泊」プロモーション支援委託業務（参加表明）」と朱書きのうえ、郵便書留により提出すること。

併せて、提出資料一式を電子メールにて提出することとし、主管課が当該電子メールを受領後、送信元アドレスに受領確認の電子メールを送信するものとする。

※ メールの件名は、「上天草「釣×食×泊」プロモーション支援委託業務参加表明（事業者名）」とすること。

8 企画提案書等の提出

記「7（1）」の参加表明書を提出した者で参加資格があると認められたもの（以下「参加表明者」という。）は、次の（1）に掲げる書類を提出すること。ただし、（3）の期限までに当該書類の提出を行わない者については、参加表明書の提出がなかったものとみなす。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第4号）

イ 業務に対する企画提案（任意様式）

企画提案を行うに当たっては、次の内容を含む提案をすることとし、仕様書に記載する業務の内容について具体的に記述すること。提案内容に関する提案理由、特長、技術等の具体的な説明を必要とする場合は、別紙として書類を添付すること。ただし、「別紙」には番号等を付することにより、企画提案書本体との紐付けを行うこと。

（ア） 業務実施の考え方及び取組方針

（イ） 基本仕様

ウ 業務の実施計画（任意様式）

業務のスケジュールを具体的に記載すること。

エ 業務の実施体制（任意様式）

予定する責任者及び担当者の氏名を明記するとともに、実施体制、人員、及び役割分担間の連携について具体的に記述すること。

オ 類似業務実績書（様式第5号）

過去の類似業務実績について記載すること。

カ 見積書（任意様式）

見積書に記載する内訳は可能な限り詳細に記載し、見積額には、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。

（2） 提出期限

令和6年6月10日（月）午後5時（必着）

（3） 提出場所

主管課

（4） 提出方法

提出資料一式を電子メールにて提出することとし、主管課が当該電子メールを受領後、送信元アドレスに受領確認の電子メールを送信するものとする。

※ メールのはじめの件名は、「上天草「釣×食×泊」プロモーション支援委託業務企画提案（事業者名）」とすること。

9 審査方法

本プロポーザル審査は、「上天草「釣×食×泊」プロモーション支援委託業務受託候補者選定審査会（以下「選定審査会」という。）」において、企画提案書等の内容を審査し、プレゼンテーションを聴講して、企画提案書等を総合的に審査のうえ、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。

なお、提案多数の場合、書類審査を実施し選定したうえで、プレゼンテーションを実施する。

（1） プレゼンテーション

企画提案書を提出した者（以下「企画提案者」という。）は、提出された企画提案書の内容について、選定審査会に対し、プレゼンテーションを行うこととする。

ア 期日 令和6年6月13日（木）（予定）

※ 日時等の詳細については、後日参加表明者に通知する。

イ 方法 Zoom等を活用してオンラインにて行う予定。

※ プレゼンテーションは、実際に業務を主に担当する者が行うこと。

※ 参加者が1者のみであった場合でも、選定審査会を開催し、妥当であると判断された場合は、受託候補者として選定する。

(2) 審査項目及び審査基準

上天草「釣×食×泊」プロモーション支援委託業務受託候補者選定審査会評価基準のとおり。

(3) 選定結果

受託候補者選定に至った経緯及び評価点の公表は行わないものとする。

1.0 審査結果の通知

審査結果については、選定審査会に参加した全ての企画提案者に電子メールにて令和6年6月14日（金）までに通知する。

1.1 公募型プロポーザルの実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、以下のとおりとする。

内容	日程
公募開始	令和6年5月21日（火）
質問書提出期限	令和6年5月27日（月）
質問に対する回答	令和6年5月28日（火）
参加表明書等の提出期限	令和6年6月4日（火）
企画提案書の提出期限	令和6年6月10日（月）
プレゼンテーション（審査）	令和6年6月13日（木）予定
選定結果通知	令和6年6月14日（金）予定
契約締結	令和6年6月下旬

1.2 企画提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、その企画提案者を失格とする。

(1) 企画提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア 選定審査会に参加しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行ったとき。

ウ 公平な審査を阻害する行為があったとき。

- (2) 企画提案書が次のいずれかに該当するとき。
- ア 提出方法、提出先及び提出期限が示された要件に適合しないとき。
 - イ 定められた様式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
 - ウ 見積金額が見積限度額の範囲を超過したとき。

1.3 契約手続

選定審査会における審査の結果、受託候補者となった者については、主管課と提案内容の詳細について協議し、市が決定した予定価格の範囲内で市と契約手続を行うこととする。

1.4 その他留意事項

- (1) 提出期限経過後の書類の差し替え及び再提出は、認めないものとする。
- (2) 1参加者につき1提案とし、書類の返却はしないものとする。
- (3) 本プロポーザルに係る費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (4) 採用された企画等に係る著作権その他一切の権利は、市が有することとする。
- (5) 企画提案及び契約の手続において用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

1.5 問合せ先

〒869-3692

熊本県上天草市大矢野町上1514番地

上天草市企画政策部企画政策課 飯野

電話 0964-26-5539 (直通)

FAX 0964-56-4972

e-mail kikaku_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp

※ 上記電子メールアドレスについては、スパムメール対策として「@」を「_atmark_」と表示しているため、電子メールを送信する際には、「@」に変更すること。